

(写)

龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第9号

龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第12条関係） ふるさとふれあい公園施設の使用料		別表（第12条関係） ふるさとふれあい公園施設の使用料	
施設の名称	使用料	施設の名称	使用料
窯室	焼き物の大きさ (1) 15cmに満たない場合 1個当たり <u>200円</u> 。ただし、1個当たりの大きさが5cmに満たない焼き物については、3個までを1個とみなす。	窯室	焼き物の大きさ (1) 15cmに満たない場合 1個当たり <u>100円</u> 。ただし、1個当たりの大きさが5cmに満たない焼き物については、3個までを1個とみなす。
	(2) 15cm以上で30cmに満たない場合 1個当たり <u>300円</u>		(2) 15cm以上で30cmに満たない場合 1個当たり <u>200円</u>
	(3) 30cm以上の場合 1個当たり <u>400円</u>		(3) 30cm以上の場合 1個当たり <u>310円</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に第6条第1項の規定による使用の許可の申請（以下「使用許可申請」という。）を行った場合

の使用料について適用し、同日前に使用許可申請を行った場合の使用料については、なお従前の例による。